

中小企業政策審議会 経営安定部会

第 20 回 議 事 録

中小企業庁経営安定対策室

中小企業政策審議会第20回経営安定部会
議事次第

日 時：平成22年3月9日（火） 14:00～15:34

場 所：経済産業省別館8階846会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 小規模企業共済の平成22年度付加共済金の支給率について
- (2) 小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案について（報告）
- (3) 最近の中小企業資金繰り支援に関する取組について（報告）
- (4) 平成22年度の主な中小企業支援事業について（報告）
- (5) 「中小企業憲章に関する研究会」について（報告）
- (6) 「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」の設置について（報告）

3. 閉 会

奈須野経営安定対策室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会第 20 回経営安定部会」を開催したいと思います。

本日は、御多忙の中御出席いただき、大変ありがとうございます。

当部会の委員及び臨時委員の総数は 19 名になりますけれども、本日、14 名の委員の方及び臨時委員の御出席をいただいております。したがって、過半数の出席を得ておりますので、本日の部会は成立となります。また、新しく臨時委員に御就任いただきました藤沢久美様、所用で欠席となりましたけれども、意見書をちょうだいしております。配付させていただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

なお、本審議会の議事録は、資料とともに公開という扱いになりますので、御了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の議事進行は、足立部会長にお願いしたいと思います。

足立部会長

本日は皆様御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、当部会の臨時委員のうち、5 名の任期満了または異動並びに 2 名の新規の臨時委員の就任による変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、全国商工会連合会の寺田専務理事の臨時委員の任期満了に伴いまして、同じく全国商工会連合会理事、共済事業運営委員会委員長の天野忠正様が臨時委員に就任されました。

日本アクチュアリー会の位田副理事長の臨時委員の任期満了に伴いまして、三菱UFJ 信託銀行株式会社社年金コンサルティング部リサーチグループ調査役、日本アクチュアリー会正会員の神山紀子様が臨時委員に就任されました。

全国中小企業団体中央会の市川専務理事の臨時委員の任期満了に伴いまして、同じく全国中小企業団体中央会組織専門委員会委員長の今野敦之様が臨時委員に就任されました。

日本商工会議所の宮城常務理事の臨時委員の任期満了に伴いまして、町田商工会議所会頭の平本勝哉様が臨時委員に就任されました。

独立行政法人勤労者退職金共済機構監事である蝦名臨時委員が退任され、新たに同じく勤労者退職金共済機構の監事である弘永幸久様が臨時委員に就任されました。

また、新しい臨時委員に株式会社グットバンカーの代表取締役社長筑紫みずえ様。

シンクタンク・ソフィアバンク副代表の藤沢久美様が就任されました。藤沢様は御欠席です。

以上、7 名の方の臨時委員の変更がございました。

本日の議題は 6 つありますが、審議をいただきます議題は、議題 1 の「小規模企業共済の平成 22 年度付加共済金の支給率について」です。議題 2 ～ 6 に関しましては報告事項となります。

それでは、議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

奈須野経営安定対策室長

支給率の審議の前提といたしまして、まず、小規模企業共済の制度の概要について御説明したいと思います。お手元の参考資料をごらん下さい。

1ページ、制度の概要を記載しています。小規模企業共済制度は、御案内のとおり、小規模企業共済法に基づきまして、小規模事業の個人事業主あるいは会社の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合などに生活の安定、事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備する共済制度ということで、言わば経営者の退職金制度として昭和40年12月から実施しています。

運営は中小企業基盤整備機構が当たっています。加入者は現在123万人。月々の掛け金は、1,000円～7万円の範囲内でお預かりいたしまして、予定利率1%で運営しております。この利率に相当する額を共済事由ごとに、具体的には事業の廃止、解散、役員の疾病等による退職、老齢給付などこれらを政令で定めておりますけれども、これに基づいて共済金のお支払いをしています。

運用資産は現在7兆6,400億円に達しています。なお、契約者の掛け金、運用益は全額共済金等の支払いや、あるいは解約手当金に充当いたしまして、制度運営にかかる費用は国庫から運営費交付金という形で手当しています。

2ページに予定利率と運用利回りの推移を記載させていただいております。これを見ていただきますと、制度創設以来、長年にわたりまして予定利率を法律で定めてまいったわけですけれども、いわゆる予定利率に対する市場金利が大きく低下した時期に予定利率の引き下げが遅れたことから逆ざやが発生し、これを主な要因といたしまして、平成16年7月の独立行政法人発足時に9,420億円の繰越欠損金を抱えてスタートしています。

平成16年度から予定利率を政令事項化いたしまして2.5%から1%に引き下げたこと、運用環境も好転したこともあり、平成18年度には繰越欠損金が5,026億円まで圧縮しています。

しかしながら、御案内のとおり平成19年のサブプライム問題に市場環境の悪化、あるいは平成20年度のリーマンショックを契機といたします金融危機による影響によりまして、2年連続運用利回りがマイナスとなっております。

平成20年度末決算では、繰越欠損金は9,982億円まで拡大しておりますけれども、運用利回りがマイナスとなったのは、昭和40年の小規模企業共済制度発足以来2か年だけとなります。

平成21年度に入りまして運用環境が若干上向していることから、12月の四半期の仮決算によりまして、繰越欠損の推計値では1,911億円ほど改善いたしまして、8,071億円まで繰越欠損が縮小しています。

このような状況を前提におきまして、小規模企業共済の付加共済金の支給率について御説明を申し上げたいと思います。

資料1の方に戻っていただきますと、今回御審議いただきます付加共済金の支給率につきましては、小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置に関する政令、こちらの7条によりまして、経済産業大臣が当該年度の前年度末、いわゆるこの3月末までに中小企業政策審議会の意見を聞いて定めるとされております。このため、資料の3ページ目になりまされども、経済産業大臣から中政審の岡村会長あてに、22年度に係る支給率について意見を求めるとの諮問が出ているところです。

諮問に係る答申につきましては、6ページに根拠条文を示してはありますが、中小企業政策審議会令の第6条6項に基づきまして、当部会の議決をもって中小企業政策審議会の議決という扱いになります。

それでは、本題の資料の1ページ、2ページについて御説明申し上げたいと思います。今回御審議いただきます付加共済金の考え方について御説明します。

まず、共済金の支給につきましては、平成8年度以降、予定利率に対応する基本共済金に当該年度の収支状況に応じた付加共済金を上乘せする2階建て方式になっています。

基本共済金につきましては、予定利率が1%ということになっていますけれども、先ほど来御案内しましたように、毎年度中小企業政策審議会の意見を聞いて経済産業大臣が支給率を決定するという扱いになっています。

次に支給率の算定方法になりますが、2.のところになります。支給率の基準となる率は、22年度の剰余金に相当する付加共済金の原資を仮定共済金等の発生見込額で割ったものという形になります。

具体的には付加共済金の原資、いわゆる当該年度の剰余金ですけれども、これは運用収入、掛け金収入から共済金等の支払い及び責任準備金の積み増し部分を引きまして、これに前年度の剰余金を加えたもの。これが付加共済金の原資になります。

一方、仮定共済金の発生見込額につきましては、共済契約者全員が当該年度に共済事由等が発生し、脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金の額となります。

2ページに具体的な数字を入れたものを付けています。まず、22年度の運用収入、いわゆる自家運用の部分になりますけれども、それに掛け金収入を加えたものが6,118億円になります。なお、運用収入につきましては、市場での運用部分が2割ぐらいございますけれども、ここの部分については先行きの見通しが確定的なことが言えないこともあり、22年度1月末時点の時価評価額を基本に、その後の変動がないものと仮定いたしまして、損益は0と試算しています。

この額から22年度の共済金の支払いに充てる額が6,756億円になります。これを引いて、更に22年度以降の共済金の支払いに充てるための責任準備金の積み増し部分を控除いたします。

今回は責任準備金の戻入が計上されますので、858億円ほど加えます。これに21年度末の剰余金を加算。これも1月末時点の実績を基に試算していますが、昨年度に引き続き運用環境あるいは市場環境が非常に厳しいということもありまして、現時点での1月

から引き延ばした 21 年度末時点の剰余金としては 8,429 億円を見込んでいます。

これらを合計いたしまして、22 年度の付加共済金の原資となる総額はマイナス 8,209 億円ということで、マイナスのため 0 という扱いにさせていただきたいと思っております。

他方、(2) の仮定共済金の総額発生見込額については、先ほど申し上げましたように 22 年度にすべての共済加入者に共済事由が発生したものと仮定して必要な額を算出しています。これが 7 兆 4,322 億円になります。

したがって、付加共済金の原資の総額がマイナス 8,209 億円となりますので、付加共済金の原資が 0 となることから、(3) にあります 22 年度の支給率の基準となる率も 0 とならざるを得ないような状況です。

事務局からの説明は以上です。

足立部会長

ただいまの支給率の説明に係る質疑につきましては、次の議題 2 の「小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案」の報告を受けて、まとめて時間をとらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして資料 2 の小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、宮本企画課長からの御説明をお願いいたします。

宮本企画課長

企画課長の宮本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料 2 の横長の方で御説明をさせていただきたいと思っております。1 ページ、小規模企業共済法の一部を改正する法律案というものがございまして、これは従前からこちらの審議会に御参加された委員の方々は御存じかと存じますが、昨年 6 月にこの経営安定部会において小規模企業共済制度の見直しについてという報告書を取りまとめていただいております。

これにつきましては、今日は御欠席でございますが、横浜国立大学の浅野先生を委員長に小規模企業共済制度の検討小委員会というのを設けまして、昨年 2 月から 5 月にかけて御議論いただきまして、それを踏まえて経営安定部会として、6 月に小規模企業共済制度の見直しについてというものをまとめいただいたというものでございました。

そちらの趣旨に沿いまして、私どもの方では法律の改正作業を行いまして、昨年 6 月に小規模企業共済法の一部を改正する法律案というものを国会に御提出申し上げまして、衆議院の経済産業委員会では議決いただいたところだったわけですが、御存じのとおり昨年総選挙で国会が解散になってしまったものですから、解散のため法案が審議未了で廃案というものになりました。したがって、そのときの国会にお出しした法律の内容を今一度国会にお出して御審議いただくというものでございまして、既に 2 月 16 日に閣議決定をしてこれから国会の方で御審議いただくというような運びになっているところでございます。

したがって、内容につきましてはそのときと全く同じものではございますが、新規

に新しく御参加の方もいらっしゃいますので、内容につきましても御説明差し上げようと思っております。

資料の方をごらんいただきたいと思いますが、今回の仕組みは、先ほどお話がありましたように中小企業の方々の退職金制度のような位置づけでございまして、左の下の2、小規模企業共済制度というところに記載しておりますが、小規模企業の経営者、個人事業主の方でありますとか、会社の役員の方が廃業や引退に備えて、掛け金を積み立てて、実際に廃業等の際に退職金のような形で受領していただくという仕組みでございまして。

一番上の小規模企業共済法の一部を改正する法律案の下の枠囲みのところをごらんいただきたいと思いますが、昨今、経済環境は極めて厳しい状況にございますので、小規模企業のとりわけ個人事業主の方々なり個人事業に携わっていらっしゃる方の将来不安を払拭することが必要であろうと思っております。

そこで、今回はその次のところがございますように、個人事業主と一体となって経営を行う共同経営者、これは具体的には配偶者の方でございまして、お子さんなどが該当するわけでございますが、従来は小規模企業共済に入れなかったわけですが、今回新たに共済に加入できるようにして、安心して事業に御専念いただけるようにしたいという趣旨のものでございます。

先ほどお話がありましたように、今回の小規模企業共済制度、123万人の方に加入していただいておりますが、いわゆる法人形態の方の方は約44万人で、個人事業主の方としては79万人の方にお入りいただいております。

ただ、今までは個人事業主の方御本人しか入れなかったものですから、そういった数になっておったところでございます。個人事業の実態を見てみますと、個人事業主の方もさることながら、配偶者の方やお子さんなどが一緒になってほぼ同じような労働条件、労働時間等でお仕事に携わってらっしゃるといいますので、個人事業主の方だけではなくて、こういった配偶者であるとかお子さんなどについても共済の加入をお認めする方が適当ではないかということがございます。

また、この小規模企業共済制度の平均加入期間が約14年間。皆様お入りになってから廃業等をされて共済金を受け取られるまで14年間になっておるわけでございますが、これはお子様が実際に個人事業主を承継されてから、御本人が個人事業主になってからしか加入できないものですから、かなり年齢の高い40代であるとか50代であるとかそういった段階からお入りになられるということになっている結果、平均加入期間が14年ということになっているのかなと思っております。

私どもが今一生懸命進めておりますのが、事業承継ということで団塊の世代等、今、第一線で御活躍の個人事業主の方がこれから御引退されていくわけですので、円滑に事業を次の方に承継していかなければいけないということを考えているわけでございますが、やはりそういう観点からも例えばお子様などの場合につきましては、なるべく早い段階から御加入いただいて、安定的に安心して事業に御専念いただけるようにしたいということで

こういったことを今回お話ししたいと考えているところでございます。

この右の下の方の3．新規加入対象者の範囲ということをごらんいただきたいわけですが、これにつきましては先ほど来申し上げましたように、個人事業主の共同経営者の方に加入をお認めするものでございます。

ただ、いたずらに共同経営者の数を増やす形になりますと、やはり確認等もございまして、実態と合わないところもございまして、加入できる共同経営者の数は2人までという形にいたしまして、実際に本当に共同経営者であるのかということにつきましては、現場で確認を行った上でお入りいただくという仕組みを考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、小規模個人事業主の方は257万人おられるわけですが、うち共済に加入している方は79万人ぐらいでございまして、これはアンケート等で調べておりますと、御自身の共同経営者の加入に御関心のある方は13万人という数字になっておりますので、制度としては10万人ぐらいの方に御加入いただけるのかなと思っております。したがって123万プラス10万ぐらいという形で、より多くの方に御利用いただけるのではないかなと考えているところでございます。

私からの御説明は以上です。

足立部会長

それでは、引き続きまして、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案については、佐脇制度審議室長に御説明をお願いいたします。

佐脇制度審議室長

制度審議室長の佐脇でございます。よろしく御説明いたします。

今ほど御説明いたしました小規模企業共済法の資料を1枚めくっていただきますと、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案というタイトルのA4横置きの資料が出てくるかと思っております。これに基づきまして御説明したいと思っております。

この中小企業倒産防止共済制度は、昭和53年以来、長らく運営されている制度でございまして、中小企業の方々には、取引先がいざ倒産されますと売掛金債権の回収が困難になられまして、場合によっては資金繰りがきつくなり連鎖倒産に陥るといったことがままあるものですから、あらかじめ加入いただければそういった事態に陥った場合に即座に資金をお貸し付けして、連鎖倒産でばたっと倒れてしまうということがないようにしようというための制度でございまして、今回、この制度につきまして、実態に応じた見直しをするというのが眼目でございまして。

簡単に制度の現在の内容を御説明いたしまして、背景事情と改正の内容という順序で御説明したいと思っております。お手元の資料の左下の2．の現行制度の概要という絵をごらんいただければと思っております。

下の方に楕円形で共済契約者の積立掛金という絵がございまして、運営しております独立行政法人中小企業基盤整備機構の名前が下に付されておるかと思っております。上の方に共済契約者というのが四角で書いてございまして、記載しておりますように現在29万人の方々

が契約者として御加入いただいております。この契約者の方々、左側から掛金納付という矢印が出ておりますけれども、あらかじめ一定の額を月々掛金していただくこととなります。

その掛金が元手になりまして、いざ共済契約者の方が大変な事態になられましたら、制度の側から共済金を貸付金として貸し付けるという形になってございまして、契約者の方は所定の期間にまた御返済いただくということで、中小企業の契約者の方々にお出しいただきます掛金を貸付原資として、そういう連鎖倒産に陥るような事態の資金繰りに対応するという相互補助の仕組みになってございます。

どのような条件で貸付けを行うかということにつきましては、中ほどの貸付額という少し薄いグリーンがかかっている枠の方に書いてございますけれども、いざ取引先が倒産した場合に回収困難になる額がでございます。それとあらかじめ掛金を積み立てていただきました額の10倍の額のいずれか少ない額の範囲内におきまして貸付けを行うということになってございまして、現在、その上限が3,200万、掛け金総額の10倍相当額というかぎ括弧の下に上限「320万円×10」と書いてございますけれども、これはあらかじめ経営が安定している折に掛金を320万までお積立いただきますと、その10倍の3,200万円を上限にお貸付するという制度でございます。

上下いろんなところに飛びまして恐縮ですけれども、2.の現行制度の概要のすぐ下に無利子・無担保・無保証人と書いてございますが、このような条件でお貸しいたしますのと、もう一つ重要なポイントは、いわゆる金融機関が通常やっております与信審査ということを経ずに迅速に手当をいたします。あらかじめ御加入されて掛け金をお積みされておれば、貸付けの条件に該当すれば信用力を問わずすぐお貸しするというので、連鎖倒産を防ぐための当座の資金繰りをつけていただくというのがポイントでございます。

併せてこのような与信審査のない形でお貸しすることには、とりもなおさず一定のリスクを制度として織り込むということにほかありませんでして、そのための費用は共済制度の中で相互扶助の観点から全体で賄うということになってございます。

具体的には貸付けを行う都度、貸付けを受けた額の10分の1につきましては、既に積み立てていただいている掛金から保険料という形で控除いたしまして、制度全体の貸倒れを補てんいたします。

例えば、現在320万の積立金をお持ちの契約者さんが2,000万の借入れをされる場合には、10分の1に当たります200万の掛金を控除する。すなわち、制度側は320万あったものを120万の掛金の額まで引き下げられるということになります。200万円相当が制度全体のリスクをカバーするための費用としていただくということでございます。

その後また加入いただいている期間におきましては、追加的な掛金の積立をいただきまして、最大320万まで復活していただくことができるという仕組みになってございます。

以上を前提に、背景事情と今回の改正のポイントをかいつまんで御説明したいと思います。

戻りますけれども、1.の現状の左側のグラフをごらんいただけますでしょうか。これは折れ線グラフで日本全体の倒産の件数を書いております。日本全体と申しましたけれども、ほぼ大方の割合は中小企業の件数とほぼ等しいと思っていただいて結構でございます。

棒グラフにつきましては、負債総額でございます、下の横軸に書いてあります数字は年度を表しております。2004年度から2009年度。2009年度につきましては、昨日2月の統計が出ておりますけれども、年度全体のものは確定しておりませんので推計値になってございます。

倒産件数につきましては左側の縦軸の目盛り。負債総額につきましては右側の目盛りになってございまして、件数自体は足下も含めまして少し収まってはきておりますけれども、年度全体で見ますと1万5,245件という推計値で、相当高い水準であるということは事実でございます。

負債総額につきましては、リーマンショックの影響が効いております。2008年度は異例に高くなっておりますけれども、2009年度もそれなりの規模になるのではないかと考えてございます。

こういった形で倒産といたしますのは、景気の変動によりまして多少のぶれは出ますけれども、中小企業の方々にとりましては、経営上の常に備えなければいけない大きな課題であるのは事実でございます。

今回最も重要な改正点として位置づけておりますのは、共済制度によって貸し付けることができる限度額の考え方でございます。それについての現状を御説明するために用意しましたグラフが右側の棒グラフでございます。

このグラフは、中小企業の取引先がいざ倒産した場合に、回収困難になり売掛金の債権額が一体どういう状況にあるのかというものを推計いたしまして、いかほどの貸付限度額を設定した場合には、どれぐらいの割合の中小企業の方々がそういったリスクに直面した場合に必要な資金ニーズを賄うことができるのかという観点から試算したものでございます。

具体的には統計を用いまして、売上高別の中小企業の事業所数というものを計算いたしまして、売掛金債権の水準とはある程度相関しているものですから、主要な取引先が倒産した場合にどの程度の売掛金が回収できなくなるかというのをその種の統計で推計いたしました上で、回収困難額の水準ごとに何件ほどの中小企業が分布しているのかというのを推計いたしました。それを使いまして、幾らぐらいの貸付限度額に設定した場合にはどの程度の数の中小企業者がそれで賄えるかということが推計できますので、それをもってパーセンテージで表したという格好になってございます。

一番左の横軸に82とあります。これは1985年の趣旨でございます。昭和60年に相当いたしますけれども、現在の3,200万という上限を設定したのが1985年でございます。カバー率という言葉を使わせていただきますけれども、その当時のカバー率を試算いたし

ましたところ、中小企業全体のおおむね 95%の方々が 3,200 万円の上限であれば、いざ主要な取引先が倒産した場合であっても回収困難となる額が満たされるだろうという試算結果になりました。

同様な方法で 2006 年の統計を使って試算いたしましたところ、紙面の関係上お許しいただきたいのですが、グラフは 85%から進んでおりますので見かけ上かなり低くなっておりますけれども、87%まで落ち込んでおりました。そこでこの 3,200 万という水準が低いがゆえに 87%に落ち込んだわけでございますけれども、前回 3,200 万円を設定した 1985 年の水準、すなわち 95%程度に復活させようとした場合にどのくらいの貸付限度額に引き上げることが必要かということのを逆に試算いたしましたところ、8,000 万までの引き上げが必要という結論になりました。これが 1 つの重要な実態分析の結果といたしまして、今回の制度改正のポイントとして盛り込もうということを提案しているわけでございます。

それでは、もう一回下に戻りまして改正の内容を 2 .と 3 .を見比べていただきながら、かいつまんで御説明を進めていきたいと思っております。

まず 3 . の改正内容の上から 3 つが 1 つのかたまりでございます。これが今ほどグラフで御説明いたしました貸付限度額の引き上げについての改正の内容でございます。具体的には限度額を 3,200 万円から 8,000 万に引き上げるという案でございます。

制度の概要の説明で申しましたけれども、限度額を 8,000 万に引き上げる上では、10 倍の貸付というのがルールでございますので、掛金を 800 万まで積み立てていただく必要がございます。したがって、ここでは掛金総額という法律上の文言を使っておりますけれども、契約者が最大積み立てられる掛金の総額という趣旨でございますが、これを 320 万から 800 万に引き上げます。

併せまして、今 320 万円を 8 万円の月額掛金で 40 か月積み立てていただくというルールになってございますので、月々の掛金の上限は 8 万円でございますが、これにつきましても 800 万円の掛け金総額の上限を 40 か月でお積み立ていただけるような枠組みに変更するという趣旨で、月々最大 20 万円でおかけいただけるということで改正の案をまとめてございます。

併せまして、昨今の経済環境がさまざまな要因で大きく短期間に変動し得るという実態にかんがみまして、このような限度額につきましてもは現在法律上具体額が規定されているわけでございますけれども、これについては閣議決定のレベルで変更し得る枠組みに直すという趣旨で、政令事項に改正するという案も併せて盛り込んでございます。

3 つ目でございますけれども、現在 3,200 万までお借りいただいた場合には、6 か月据え置き 5 年間の償還ということで制度を設計してございますけれども、これにつきましても倍以上の限度額に引き上げられることに伴いまして、月々の返済額が中小企業の方々にとって合理的な御負担の範囲に収まる観点から、上限につきましても 5 年から最大 10 年という形で法律上は変更するというので、今後法律の枠内で政令におきまして具体的な貸付額に応じた償還期間を設定していきたいという案になってございます。

以上3点が限度額を引き上げることに関連する改正のポイントでございます。

あと2点ございます。下から2つ目の でございますけれども、「共済事由に私的整理の一部を追加」とございます。2.の現行制度の概要の枠の右下の方に共済事由というのが書いてございまして、法的整理手続開始等と書いてございます。この共済事由と申しますのは取引先が倒産した場合に貸し付けられるかという、その倒産の中身を具体的に法律で書いているものでございます。

現在は取引先がいわゆる法的整理、破産、会社更生等々の法的整理手続の申立てがあった場合、銀行取引停止処分になった場合、その2つに限定いたしまして倒産と認め、共済事由が成立、貸付けを行うという枠組みになってございますけれども、これにつきましてはとりわけ手形取引が減少しているという状況も踏まえまして、私的整理のうちある程度この種の共済制度を公平、効率的に執行する上で必要十分なものに限定はしますものの、私的整理につきましても対象に加えるということについて案をまとめてございます。

これにつきましては、具体的には債務整理を代理する資格をお持ちの弁護士でありますとか、法律で定められている場合に限定されますけれども、一定の条件の下で認定の司法書士の方につきまして、これらの方々が間に入って手続を進められている場合におきましては、例えば取引先である会社を代理する弁護士さんから契約者であられる中小企業者に対しましてこの取引先企業は経営が非常に悪化したのでひとまず支払いを停止しますというような御連絡をなされる場合には、そういった連絡があり次第、それをもって貸付の対象にし得るという形で制度を改善するというところでございます。

これにつきましては、右側の共済事由に追加するということに 印で書いてございますけれども、現在、本制度にお入りになっていない方を対象にしたアンケート調査結果によりますと、3割弱の方々がこういった私的整理についても貸付けの用件に加えるのであれば加入を検討したいという回答をされておりますので、制度の魅力向上という点からは意味のあるものではないかと考えてございます。

最後になりますけれども、早期償還手当金というのを新たに創設することを案に盛り込んでございます。この制度における共済金の貸付けはすべて無利子でありますので、早く返すということによりまして金利負担が軽減するわけではございません。したがって、合理的に考えますと、その期間キャッシュは十分にお使いになるというのが1つの在り方ではあるかと思っておりますけれども、さまざまな事情から借入金を早めにお返しされたいという方も多くございまして、一定の割合での繰上償還というのはございます。

そうした場合に償還されたことによる金利上のメリットは制度全体の方に帰着してしまっているものですから、せっかくお返しされた努力をそのままむしろ早くお返しされた方々に還元して、より早期に返そう、借金を減らそうという形での取組みをお手伝いした方がいいのではないかという観点から、多くのお金を早くお返しになることに見合った手当金というのを今回創設しまして、将来への備えを万全なものにさせていただくことを促進したいということを考えてございます。

以上の案を盛り込みました法律案を先ほど御紹介いたしました小規模企業共済法の一部改正案同様、去る2月16日に国会に提出するべく閣議決定を行ってございます。

あと説明が前後して恐縮でございますけれども、本改正につきましては、中小企業倒産防止共済法の規定に基づいて少なくとも5年ごとに一度見直すということになってございまして、これに関しましてこの経営安定部会におきまして、少し長くなりますけれども、平成20年6月以来、1年半程度ずっと御議論いただいてきたものでございます。その間、今日御欠席でございますけれども、一橋大学の山本和彦教授の下で研究会というのを立ち上げまして、そこにおいても1年ちょっと御議論していただきまして、経営安定部会におきましては先ほどの小規模共済同様、昨年6月に中間報告という形で検討の方向性をとりまとめていただいております。

その後、さまざまな検討をその方向性に従って具体化したものがこれございまして、基本的には報告書のラインにのっとったものだと思っております。

なお、検討に当たりましては、掛金の額の引き上げ、貸付限度額の引き上げという部分につきまして、掛金をかける際に租税特別措置に基づく損金算入、必要経費算入ということが措置されているということから、これを引き上げることにつきましては税制改正の重要なポイントになるということを議論していただいているかと思っておりますけれども、昨年末の政府税制調査会におきまして、法改正がなされることを前提に従前どおり全額損金算入等の扱いなどということをお認めいただいていることを付言いたします。

以上でございます。

足立部会長

ただいま説明のありました、小規模企業共済の平成22年度付加共済金の支給率等につきまして、御意見、御質問がありましたらこれからお願いいたします。

初めに、本日御欠席の藤沢委員から書面で御意見が出ておりますので、読ませていただきます。

「小規模企業共済の平成22年度付加共済金の支給率につきましては、資料1を拝見し、現状を把握いたしました。資料に基づき、平成22年度の付加共済金支給率につきましては、ゼロとすることが適当と存じます。

資料2にありますセーフティネット関連共催2法案につきましては、事業承継の困難に直面している企業数が増加している現在、必要な改正案であり、改正の実現を祈念しております。特に疑問点はございませんでした」ということでございます。

以下、この場で質疑応答の時間をもちたいと思っておりますので、どうぞ御自由に御発言ください。いかがですか。

関委員

素人なので基本的なことをお聞きしますが、支給率というのは計算すれば当然0しかないわけですが、支給率というのは計算結果ということなんですか。計算結果であれば議論する必要はないんですね。もうひとつぴっと来ないものですか、こういう

初歩的な質問をしているんです。

奈須野経営安定対策室長

計算方法につきましては、現在、省令で定めておりますけれども、その省令に基づいた計算結果でございます。

基本的にはこの計算結果に基づいて、プラスになることは勿論ございますので、そういう状況についてそのままの数字を適用するのはいかがかというような御指摘等をちょうだいすることになるかと思えます。

今回はマイナスなものですから議論の余地は余りないんですけれども、基本的な仕組みとしては、プラスになったときに支給率をそのまま適用するののかどうか御審議いただくことになるかと思えます。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

眞柄臨時委員

これはこれを変えるどうのこうのというのではないですけれども、倒産防止共済の方ですが、早期償還手当金がありますので、その部分は努力すれば解消されるのかなと思えますが、貸付限度額を8,000万に上げた場合に、10%の保証金を取られるということ、実は800万ですからもう制度として見ればそういう形で成り立っているのも理屈はわかるんですけれども、個別に借りる方からしてみると、8,000万借りて800万というすごい負担感が大きいなと思ひまして、その辺はどうなんだろうなと。

足立部会長

いかがですか。

佐脇制度審議室長

そういう心証を持たれる契約者さんもいらっしゃるかと思えます。私どもとしましては、現在の貸付けの実態、回収の実態を踏まえまして、共済制度として成り立たせる上では、その辺りにつきましても同様の取扱いにするよりほかに選択肢はなかったという判断でございます。

ちなみに、あえて申しますと、掛金を納めいただいた段階で経理上は損金ということで費用計上されておりますので、法人の場合には税制上はさかのぼって特段の問題は生じないのかなと思っております。

そこは従前からその辺りの負担感は、大きなところで言いますと完済手当金による対応ということと、今回の早期に償還された場合の手当金ということをもう一つ追加することによって、若干の緩和にはなるかと思えますけれども、基本的な部分は御指摘のことがあろうかと思えます。ただ、制度上、いかんともし難かったということでございます。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

平本臨時委員

倒産防止共済の方ですけれども、早期償還手当金で金利相当分を還元と言いますが、その金利というのはどのような形で決まってくるのでしょうか。

佐脇制度審議室長

法律案ではこの辺りの技術的な事項につきましては、今後具体的に定めるということになってございますので、発想だけの御紹介になりますけれども、先ほど申しましたように、早目に償還されたその資金は一般の貸付原資として中小企業基盤整備機構の方に戻りますので、本来、その期間、契約者がお借りであればその資金は手元になかったはずのものでございますので、戻った資金を早くお戻しいただいた期間だけ、通常の利回りで運用できた分だけ、制度全体でプラスになっているという発想でございます。

したがって、いわゆる通常の特段投機的な観点から利率を稼がなければ、通常の例えば現在の定期預金とか一般の預金程度の利率を念頭に置きながら、こういった手当金にすることが契約者の方々にとって意味があるかということを今後検討していきたいと思っております。

足立部会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、ほかにもし御意見がございませんでしたら、平成 22 年度の付加共済金の支給率につきましては、0 とすることが適当であるということで当部会の議決といたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

足立部会長

どうもありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程第 10 条に基づき、本議決を中小企業政策審議会岡村正会長の同意を得た上で、中小企業政策審議会の議決とし、直嶋正行経済産業大臣へ答申とさせていただきます。

次の議題 3 ～ 6 までの報告につきましては、続けて説明を受け、後でまとめて質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、続きまして、議題 3 「最近の中小企業資金繰り支援に関する取組について」につきまして、多田金融課長より御報告願います。

多田金融課長

金融課長の多田でございます。それでは、時間も限られていると思っておりますので、資料 3 に基づきましてポイントを御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、皆様御案内のとおり、中小企業の資金繰りの状況でございます。足下、厳しさがやや緩和してきたものの、依然として中小企業の資金繰りは厳しい状況と書かせていただいておりますが、右の方のグラフ、いわゆるこの先の見通し D

Iで好転するのか悪化するのかということの差で示しておりますが、右下の方で少し好転の兆しはございますが、いまだに中小企業全体でもマイナスの28.7、小規模企業にしますと30.9。要するに3人に2人が悪くなると思っているという状況はいまだに続いているということでございます。

こうした中で左のグラフをごらんいただきますと、民間金融機関の中小企業向け貸付が伸び悩むという状況の中で公的金融機関、政府系金融機関の役割が増えているという状況にあるわけでございます。

2ページ、これも皆様御案内のとおりかと思えますけれども、公的金融機関が資金供給をすればいいにしても、全体の規模で見ますとここにございますように民間の金融機関が8割を占めている状況に変わりはありません。その中で信用保証協会の保証、後で出てまいります。ここで34兆円ほど保証を付けている。それ以外に政府系金融機関ということで20兆強の供給をしているという状況でございます。ちなみに下から3番目にあります貸金業者、貸金業法の総量規制等々6月からの完全施行へ向けて議論されておりますけれども、こちらでも20兆ほどの資金供給はなされているという状況でございます。

3ページ、我々の政策をやる場合の実施体制ということで、申し上げました信用保証協会による保証、日本政策金融公庫及び商工中金さんの貸し付けということで大別をしておりますが、一番左側の保証、今回の政策ツールの中でも大きなツールでございますけれども、4ページ、これも皆様御案内のとおりかと思えますが、基本的な仕組みでございます。

右の方に中小企業者という方がございます。中小企業者の方が民間の金融機関からお金を借りられる場合に保証がない、リスクが民間金融機関だけでは負えないという場合に、信用保証協会は全国に52あります保証協会の方で保証という形をしまして、残念なことに代位弁済に至る。事故が発生した場合には保証協会の方が金融機関に事故が起こった債務について金融機関に払うということになってございます。

この全国52にある信用保証協会に対して、日本政策金融公庫の方で言えば再保険という形で国が全面的にバックアップいたしまして、この保証協会の代位弁済分をまた更にサポートするという状況になっているというのが信用保証制度でございます。

3ページ、こうした保証制度で現在顧客約150万~160万と書いてございますけれども、保証残高が34兆円かかっているということでございまして、ここはあくまで民間金融機関からの貸出しに関して保証協会から横から保証をつけているという状況でございます。

真ん中の2つ、日本政策金融公庫と商工中金は直接貸付を行っているという状況でございます。これから触れますけれども、現在は通常取組に加えまして、保証協会においては緊急保証、あるいは景気対応緊急保証という下の方に対策と書いてございますけれども、こうした取組。あるいは日本政策金融公庫でありますとセーフティネット貸付。商工中金によります危機対応貸付といった追加的な経済対策をとっているというのが現状でございます。

現在の私どもの取組でございますが、基本的な考え方を5ページでお示ししてござい

す。現在は緊急時である、平時とは異なるという認識に基づきまして申しあげました保証、貸付け。この政策ツールを総動員して対応させていただいているという状況でございます。

この政策の総動員ということの意味でございますけれども、1つはこれまでにない過去最大の事業規模を確保して取り組んでいるということございまして、平成20年度、21年度、いずれも2度にわたる補正予算で事業規模を拡大してきております。

6ページ、例えば一番上の段の保証でございますけれども、20年度の1次補正は6兆円でスタートいたしましたけれども、2次補正で20兆円に拡大し、本年度の1次補正で30兆円に拡大し、更に先般成立しました2次補正で36兆円に拡大してきているという状況ございまして、12年前の特別保証のときも30兆円までございましたので、このような意味では過去最大の規模という状況でございます。

5ページ、多様なニーズへの対応というところを御紹介させていただきます。るる御説明しておりますような保証でありますとか貸し付けというのは、お金が新たに必要な中小企業者の方への対応でございます。

ただ、昨年来、返済負担の軽減。もうお金を新しく借金を増やすのは勘弁してほしい。むしろ今既に借りられている借金を何とか返済負担を減らしたいといった声が届いてきておりまして、これに対しては返済負担を軽減するという観点から条件変更に積極的に応じるといった対応をしてきているところでございます。

更に条件変更を一旦してしまうと、新しいお金を借りるのに借りづらくなるのではないかといった声も届いてきております。したがって、条件変更先に対する新規資金のニーズというものに対しても、これもなかなか簡単なことではないわけでありまして、こちらに対しても対応していくようにという取り組みをしているという状況でございます。

下の方に実情に応じた機動的な対応と書かせていただきました。先ほど規模の拡大の面は申しあげましたけれども、6ページ、規模の保証の36兆円に拡大していく数字の下に書いてございますが、対象業種の推移とございますが、このような形で実情に応じて業種の拡大をし、先般の36兆円に拡大するときには、景気対応緊急保証ということで、後ほど出てまいります。1,118、原則として例外を除いて全業種ということで、1,118にまで広がっているという状況になってございます。

5ページ、要件緩和と出てまいります。これも個別の企業の認定要件などにつきまして実情に応じた見直しをやっているということで、後ほど御紹介したいと思います。

更にこうした政策のツール、実際にお使いいただかないと意味がないわけございまして、実際に効果を上げるという観点から既に御利用いただいている方のみならず、これまで余りこうした政策金融をお使いになっておられない方々に関しての広報というものにも現在努めている。これが私どもの基本的な考え方でございます。

以下、ポイントだけ申しあげますが、6ページは先ほどから何度かごらんいただいているところでございますが、保証に加えて直接貸付の方につきましても、このような規模の拡大をしている。あるいは右下の方に小さな字で書いてございますけれども、貸付条件の

変更といったところについても目標を掲げて現在取り組んでいるところでございます。

7ページはそれがどのような成果を上げているのか、実績が上がっているのかという数字の御紹介でございまして、左の方にある棒グラフでございますけれども、緊急保証の承諾の実績でございます。

各月、毎月末に山がまいります、特に一昨年暮れ、昨年の3月末には大きな山が立っているところでございまして、最近、昨年末を含めまして、そのときに比べますと資金の需要は減ってきておりますけれども、この3月末、また次の年度末ということでございまして、緊張感を持って現在取り組んでいるところでございます。

右の方に色つきの日本政策金融公庫、商工中金の実績が出ておりますけれども、条件変更という欄をごらんいただきますと、日本公庫で1兆200億円、商工中金で5,500億円。これは1月末までの実績でございますけれども、こちらにございますように新しい貸付だけではなくて、過去に貸付をしていただいた条件について、返済負担緩和ということでこうした取り組みをしていただいているということでございます。

8ページは景気対応緊急保証という最初から申し上げている保証の部分でございますけれども、規模が36兆円というところは先ほど触れました。要件の緩和に関連いたしまして対象というところをごらんいただきますと、企業の認定基準を緩和して新たに2年前比での売上減少基準を導入。リーマンショックの前後でどんと下がってその後下回っているといっているような課題に対してですと、1年前と比較するだけですとあまり変わっていないという状況にあります。雇調金の要件緩和でもございましたけれども、こうした要件緩和をして対象者を拡げるといってやらせていただいております。

一番下、小さな字で書いてございますけれども、景気対応緊急保証は100%保証協会が保証するものでございます。したがって、貸付をされる民間の金融機関の信用リスクというものは著しく低下する、ほとんどなくなると言ってもよろしいかと思いますが、そうしたことを踏まえて金利などについて貸出条件に配慮できるはずであるということで、民間金融機関の方に対して直接直嶋大臣から要請をしているところでございまして、これによって保証料を払わなければならない中小企業者に対して、金利と合わせた負担があまり上がらないようにといった要請もしているという状況でございます。

9ページは景気対応緊急保証、一昨年からやっております緊急保証の衣替えの状況を示しているものでございまして、先般2月15日、2次補正の成立を待つ直ちに取組んでいるわけでありまして、先ほど申し上げましたように1,118業種に広げて年度末を待つことなく、今回の年度末対策に間に合うようにこの景気対応緊急保証という形で、原則として全業種という対象で取組ませていただいているところでございます。

以上が保証でございますが、10ページが直接の貸付の方でございます。こちらも下に方に規模の追加という数字を見ていただければと思いますが、規模を確保するとともに金利の引下げという充実を行っているところでございまして、業況が悪化している方に対して0.3%金利を下げる。あるいはこの苦しい中雇用を維持しあるいは拡大されるという事業者

に対しては、金利を更に 0.2% 引下げるとした取組を現在始めているところでございます。

11 ページは利用者の方々に対する使い勝手のよさを高めるという観点から、これは昨年暮れに商工中金さんの方で対応されたこととさせていただきますけれども、商工中金における既往の貸付の負担を軽減するという観点から、これまでの貸付のさまざまな口数を一本化して、事業者の方の毎月の返済負担を下げる工夫ができるような運用の見直しをさせていただきまして、これも 1 つの利用者の実情に合った対応ということで御紹介をさせていただいてございます。

12 ページは金融庁さんが中心となって昨年の臨時国会で成立をさせて 12 月 4 日から施行しております、いわゆる中小企業金融円滑化法でございます。内容については皆様御承知のとおりかと思いますので、省略をさせていただきます。この中で更なる支援措置ということで下の方に書いてございますけれども、信用保証制度の充実等と書かせていただいております。大きなシェアを占める民間金融機関での条件変更の取組みは大事なわけですが、これについて 13 ページで御紹介させていただいております。

信用保証制度という観点からも、新しい仕組み、制度を用意して民間金融機関の取組を横からサポートするという御用意をさせていただきました。若干細かくなりますけれども、1 点だけ触れておきますと、この制度は既に保証が付いているものについての条件変更は従来から取組んできております。この制度はこれまで保証が付いていない、いわゆるプロパー融資、プロパー貸付というものについて条件変更する場合に途中から保証を付けようということでございまして、ある意味特殊な措置であるということでございまして、そうしたことから保証割合については例えば緊急保証が 100% 保証割合をやっていきますけれども、この対応保証では 40%、あるいは保証料率も高目の 2.2% といった工夫をしているところでございます。

最後になりましたけれども、この 3 月末を迎えた追加対策として、先般発表したものでございます。政策金融における条件変更も大事だということで、目標を 2 月から来年の 3 月いっぱいまで 2 兆円に引き上げてやる。今年度は実は昨年の 4 月から 1.5 兆円で目標を掲げてやってまいりましたが、既に 1.5 兆円を達成している状況でございまして、更に引き上げてやっていくということでございます。

3 月 1 日に代表者会合で大臣から申し上げたこととさせていただきますが、我々の基本姿勢を示す、利用したことのない中小企業の方々への周知と決め細かな相談体制ということは勿論でございますが、その下に書かせていただいている でございますが、条件変更にしっかり対応するように、あるいは条件変更先の資金ニーズにも対応するようにといったところも大臣からのメッセージとしてお願いをしているといった状況でございます。

若干駆け足でございますけれども、中小企業の資金繰りは中小企業の命綱でございますので、万全を期してまいりたいと思っております。

以上です。

足立部会長

どうもありがとうございます。続きまして、議題4「平成22年度の主な中小企業支援事業について」につきましては、岸本経営支援課長より御報告願います。

岸本経営支援課長

経営支援課長の岸本でございます。それでは、平成22年度の経営支援関係の主な事業について説明を申し上げます。

表紙の次のページで全体の状況をごらんいただきたいと思います。こちらに記載しておりますのは9つの事業がございます。平成22年度予算案が年度内に成立するということをご想定いたしまして、4月の早い時期から事業開始ができるように公募の手続等を進めております。

事業の概要でございますけれども、一番上の新卒者就職応援プロジェクトは、今年の春の新卒者の雇用環境が特に厳しいということをご踏まえまして、5,000名程度の就職が決まらなかった学生さんを対象に、6か月程度の中小企業インターンシップを行うものでございます。

2番目の中小企業応援センター事業は、平成20年度から2年間行いました地域力連携拠点事業に次ぐものでございますけれども、全国に50か所ないし100か所の相談拠点をもちまして、経営革新、農商工連携、事業承継、こうした各種の相談に対して専門家の派遣事業を行おうとするものでございます。

3番目の地域資源プロジェクトは、市町村単位の商工会あるいは商工会議所の地域産品の内外への販路拡大を支援する事業でございます。特に22年度においては観光に力点を置いた事業についても募集を追加することにしております。

4番目と5番目は同じく市町村単位の地域産品の展開でございますけれども、こちらは海外の輸出促進を支援する事業でございます。

6番目の新事業活動促進支援補助金は、平成17年に制定されました新連携制度。平成19年の地域資源活用促進法。更には平成20年の農商工連携促進法。この3つの支援法の認定を受けた事業者に対する補助金でございます。

7番目は、ものづくりに強みを持つすそ野産業に対して、作品開発の面での委託の助成を行うとするものであります。

8番目の中小商業活力向上事業でございますけれども、これは昨年地域商店街活性化法という法律が新たに制定をされておりまして、この法律を活用する商店街を含めまして、店舗対策あるいは来外者の増加に対する助成をするものでございます。

最後は中心市街地の活性化のためのハード整備の支援、あるいはソフト事業としたものに対する補助金でございます。この9つの事業を合計しまして、411億円の補助金を執行する予定にしております。

続きまして、ページごとに事業の詳細を御紹介していきたいと思っておりますけれども、まず新卒者就職応援プロジェクトでございます。これは東京、名古屋、大阪、この3大都市圏で相当な数の卒業者がいらっしゃるわけですが、これと並びまして東北あるいは九

州において高卒の方の就職が決まらないということが例年特に深刻になっておりますので、都市部においては就職支援会社の学情あるいはパソナが対応しておりまして、各地域の高卒生の対応については各県の中央会に御協力をいただいてインターンシップへの準備を進めているところでございます。

助成の内容でございます。右下に書いてございますが、実習生に対しては日額 7,000 円、受入れ企業に対しては日額 3,500 円が国庫から支給されるという形になっております。

1 ページ飛びまして、中小企業応援センターでございます。3 月 5 日に公募を締め切っておりまして、今、選定作業に進んでおりまして、地域力連携拠点事業の状況を御報告いたしますと、21 年度の地域力連携拠点事業は 327 か所が拠点到選定をされております。1 月末までに全国で合計 27 万件の相談が来ております。相談の多いものを 5 点紹介いたしますと、経営革新の関係が約 4 万件でございます。次いで多いのが操業で約 2 万件。法律の認定で申し上げますと、農商工連携の関係が 1 万 4,000 件、地域資源の関係が 1 万 3,000 件、事業承継についても 8,000 件程度の相談が来ております。

22 年度、この中小企業応援センター事業におきましても、これまで同様あるいはそれ以上の相談件数が来るものと思っております。その 40 億円の予算の大部分はそうした相談案件に対して特に専門家を派遣して計画の成熟に注力をするというものに支援するということをしております。

次のページが地域資源 全国展開プロジェクトでございますけれども、これは平成 16 年度から開始をしております。毎年 2 月に見本市も開催しております。徐々に商品も開発をしてきております。右側に 2 つ紹介しております。これはマーケットでかなり人気が高いものになっております。栃木の小山商工会議所が取組まれましたかんばんょうを使ったうどん、秋田県のじゅんさいを使ったなべ。これは「ガイアの夜明け」でも報道されるという人気を博しているものでございます。

次のページが J A P A N ブランドの関係でございますけれども、J A P A N ブランドも平成 16 年度から開始をしておりますが、毎年 60 件程度の事業採択をしております。当初の 3 年程度は商品の開発が主でございましたけれども、平成 20 年度以降はテストマーケティングにも注力しております。

プロジェクトの例として右側に置いてありますが、今治タオル、会津塗りの B I T O W A、山中塗りの N U S S H A ということでありますけれども、B I T O W A と N U S S H A についてはパリの大きな見本市でありますメゾン・エ・オブジェで好評を博しておりますし、今治タオルについては今ニューヨークあるいは北欧で販路が開拓されつつあるということでございます。

次が認定 3 法に関わる補助金でございます。新連携、地域資源、農商工連携、それぞれ 3 法の認定件数を御紹介いたしますと、新連携は本年度末の見込みで約 700 件、昨年度末と比べて 100 件の増加で、地域資源については約 800 件、昨年度末と比べて 200 件の増加。農商工連携につきましては 360 件、昨年度末と比べて 200 件の増加ということで、1 年間

で 500 件程度が新たに認定をされております。500 件の認定事業者のうち、特に補助金の手当が必要な方々は今公募をしているということでありませう。

次のページがものづくりの関係で、戦略的基盤技術高度化支援事業。平成 18 年に制定されましたものづくり高度化法に基づきまして、研究開発の計画を策定した企業に対する委託の制度でございます。研究開発については、2 年度あるいは 3 か年度にわたる研究開発事業について、初年度 4,500 万円を上限とした委託を本年では 270 件程度募集をしているところでございます。

続きまして、商店街の関係でございますけれども、商店街の取組みの中で今注力しておりますのは、特に空き店舗対策を中心としまして、地域のコミュニティーの活性化につながるような取組み。ハード整備あるいはソフト面の支援事業というものに注力を注いでいて、今年度 21 年度は 4 回にわたって募集をいたしまして、合計 156 件の採択をしております。22 年度は 120 件程度の採択を予定しております。

最後は中心市街地の関係でございますが、中心市街地についてはハード事業、ソフト事業ともございまして、既に公募は締め切っております。今年度は約 50 件程度の採択を予定しておりますけれども、金額をごらんいただきますと大幅に減少しております。昨年の事業仕分けの関係もございまして予算が減額になっておりまして、今年度の採択は相当の倍率に上ると想定をしております。

支援事業に関しては以上です。

足立部会長

どうも。引き続きまして、議題 5「中小企業憲章に関する研究会について」及び議題 6「中小企業支援等の最低賃金引き上げ対策検討チームの設置について」につきまして、宮本企画課長より御報告願います。

宮本企画課長

資料 5、中小企業憲章に関する研究会についてという 1 枚紙がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

中小企業憲章というものを策定しようということで、現在検討を進めているところでございます。この中小企業憲章というものでございますけれども、内容といたしましては、中小企業が我が国の経済の中でいろいろ果たしている多様な役割について再認識をし、また中小企業の政策の方向性なり政策の理念などにつきまして整理を行って、改めて世にお示ししようというものでございます。

もともとは欧州、EUにおきまして 2000 年に小企業憲章というものを定めておりまして、これは欧州議会の方から欧州の加盟各国に対して中小企業政策の方向性なり中小企業政策の理念について整理を行って各国にある意味指示みたいなものをする文章でございます。私ども日本の方でも、こちらにならって中小企業憲章というものを策定したいということで現在検討を進めているところでございます。

資料の 2 にございますように、こういった学識経験者の方で構成いたします研究会を組

織いたしまして、3のスケジュールにございますように現在検討を行っております、中小企業経営者の方でございますとか、また中小企業に対する支援を行っている支援機関でありますとか、金融関係の方々等中小企業に関わる多くの方々の御意見を踏まえつつ現在検討しているところでございまして、こちらの一番末尾に書いてございますように、5月ぐらいを目途に憲章のとりまとめを行いたいということで現在検討を進めているものでございます。こちらが御報告の1つでございます。

もう一つは、資料6でございまして、中小企業支援等の最低賃金引き上げ対策検討チームの設置についてというものでございます。

これはもともと民主党の昨年のマニフェストの中で中小企業の最低賃金の話の記載がございますわけですが、具体的には中小企業を支援して時給1,000円、過去全国平均の最低賃金を目指す。それに向けて最低賃金に関しましては、すべての労働者に適用される全国最低賃金の800円を想定というものを設定するというようなことで、ゆくゆくは景気状況に配慮しながら最低賃金全国平均1,000円を目指すというものをマニフェストに記載をしていることを受けまして、私どもの方と最低賃金制度を所管しております厚生労働省の方で検討を開始したものでございます。

御存じと思いますが、最低賃金制度につきまして簡単に御紹介させていただきますと、最低賃金制度というのは労働者の生計費でありますとか、企業の賃金の支払い能力等を踏まえまして、中央最低賃金審議会というのが国にございまして、こちらの方で指針を定め、これを受けて各都道府県におかれております都道府県最低賃金審議会の御審議を経て、都道府県ごとに設定されているというものでございます。これはある種強制法規でございまして、最低賃金以下の賃金で雇用いたしておりますと、労働基準監督署の立ち入り検査を受けて、場合によっては検察庁の方に送検されて刑事罰を受けるというものでございますので、大変厳しいものでございます。

最近、この数年間最低賃金につきましてはいろいろと議論がございましたので、引き上げを行われてきているところでございますが、都道府県ごとによりばらつきがございまして、一番高い東京都でございますと現在791円、神奈川県は789円という水準で約800円という水準でございますが、他方で宮城以外の東北でありますとか、山陰の鳥取、島根、香川以外の四国とか、福岡以外の九州、沖縄といったところにつきましては、依然600円台前半の最低賃金になっておりまして、沖縄県につきましては629円ということでございますので、民主党の方でマニフェストとして御主張されているところの800円というところからするとまだまだ開きがあるという状況でございます。

この資料6に記載しておりますように、最低賃金を引き上げることとなった場合にどういった課題があるのか。最低賃金引き上げに向けて、中小企業がどういった課題を解決できるように図っていけば引き上げることができるのか。その際、中小企業庁なり政府としてどういった中小企業支援策を講じるべきなのかといったようなことを検討するために、こういった厚生労働省と経産省の方でチームをつくりまして定期的に会合を重ねながら検討を

行っていきたいと考えているところでございます。

特にこの最低賃金に関しましては、先ほど地域的な話を申し上げましたが、業種別でも非常に違いがあるところでございまして、各統計的なところで把握しておりますところでは、やはり最低賃金と申しますか賃金が高い業種というのが当然ございまして、当然そういう賃金が高い業種でございまして、それなりの労働者の方が賃金の引き上げの対象になるものですから、会社、中小企業にとっても影響がそれなりに出てくるというところがございます。

具体的には、いわゆるスーパー、コンビニといったような小売業でございまして、食品、製造加工業でありますとか、また繊維関係の製造業でございまして、クリーニング屋さんのような洗濯業でございまして、サービス業、一般飲食店ですとか遊園飲食店、いわゆる飲み屋と言われていたところですが、そういった辺りの業種につきまして比較的安い賃金で労働者の方がお仕事をされていらっしゃるものですから、800円に引き上げるとなるとそれなりの影響が出るだろうと思っております、その辺りの引き上げに当たってどういう課題があるのかについて調査をしていきたいと考えているところでございます。

資料6の一番下の3.スケジュールにございまして、当面は平成22年4月から最低賃金引き上げの課題等の調査を円滑に実施できるということにございまして、これは厚生労働省の方と私ども経産省、中小企業庁の方でともに最低賃金引き上げに向けてどういう課題があるのかという調査を来年度から実施したいと思っております、どういふふうな調査を行うかにつきまして、この検討チームの中で議論しながら進めていきたいというものでございます。

報告は以上でございます。

足立部会長

どうもありがとうございます。そうしましたら、ただいま説明のありました議題の3～6につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

今野臨時委員、どうぞ。

今野臨時委員

最初の議題のところの付加共済金の支給率、20年度は幾らだったのか、今わかりますか。

足立部会長

どうぞ。

奈須野経営安定対策室長

平成8年からこの制度を導入してございますけれども、残念ながらまだ支給の実績はございません。

今野臨時委員

平成8年からずっと0ですか。

奈須野経営安定対策室長

はい。予定利回りのところと運用利回りのところをごらんいただきましたように、長いこと逆ざやの状況が続いてございましたので、剰余金が発生するような状況に長いことなかったというのが正直なところです。

今野臨時委員

ありがとうございます。

足立部会長

最初の参考資料の棒グラフの薄い水色が0より下回っている間は、過去ずっと出ておらないと御理解いただいていたのだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

筑紫臨時委員

私、初めてこちらのお話があったので勉強させていただいて、こんなにいろんなことをやってくださっているのかとわかりまして、わかっていたらもっと安心して仕事ができのんと思ったのです。そういう意味で、まずは周知徹底させていращやるのでしょうかということと、資料3の景気対応緊急保証の創設などというところでも、こんなにやってくださっているのかと思ったんです。

1つお聞きしたいのは、例外業種がありますね。農林水産業、金融・保険業、公務、学校法人、政治・経済・文化団体、宗教、風俗関連業を除き、原則としてすべての業種を対応しているのですけれども、なぜ農林水産業とか金融・保険業とか、風俗とか、そういったところは除くのでしょうか。

つまり、公務とか学校法人とかというのは多分税額の控除とかいろいろそういうものがあるのかもしれませんが、ほかの業種については同じように、こちらの施策というのは中小企業でくくっていращやるのか、それとも業種で例えば農林水産業であれば農林水産省の管轄なのでとか、金融・保険ならば金融庁とか財務省さんなのでというのでくくっているのかということが不思議、教えてくださいということ。

もしそうだとしたら、どうして風俗関連業を除くのでしょうか。つまり、風俗関連業種の方も税金を払っているわけですね。それなのになぜでしょうかということですが。

2つです。周知徹底していращやるのかどうかということと、景気対応緊急保証のところ業種を除外していращやるのはなぜかということですが。教えてください。

足立部会長

ありがとうございます。最初の質問。

奈須野経営安定対策室長

1点目の周知の方法なんですけれども、毎年加入促進計画というのを定めておまして、これに基づきまして各県、あるいは各県から更に関係の機関、中小企業関係団体、こういう方々に御協力いただきまして、周知徹底するようにいたしております。

その中で中小企業関係団体の方々あるいは金融機関の関係の方々を通じまして、できるだけ事業者の方にこういう制度があるというのを宣伝、またホームページ等も活用してPRに努めております。

したがって、今回特に制度改正もごさいますので、ここの部分について強力にやっていきたいと思っております。

足立部会長

では、例外業種の方。

多田金融課長

例外業種の話につきましては、まず縦割りというところは、例えば保証につきまして建設業の方なども随分お使いになっていただいています。したがって、そういう意味では私どもは御質問に答えれば、まずは中小企業ということにくって対応をしているというのが基本スタンスでございます。

ただ、ここに書かせていただいた、まず農林水産業は、別途農林水産省さんの方で農業信用基金という制度を既にお持ちでありまして、そちらの方で対応させていただいているというのはここから外れている理由でございます。

金融・保険につきましては、金融機関そのものが一番わかりやすいのですけれども、自分で貸付をする、それに対してまた自分で保証を付けるというのを政府からもらうというのは本来ここで対象にするものではないだろうということで外しているというのが理由なのでございます。

御指摘の風俗関連業につきましては、風俗関連業と言いましてもさまざまところがございまして、先ほどありました遊興飲食店みたいなものもいろんな形態がございまして、そうしたものについては、私ども一律に全部排除をするということではなくて、御指摘のありましたように税金を納められている方で、逆にほかの国民の方々の税金を使ってサポートするにふさわしいだろうというものにつきましては、対象とするということにしております。

ただ、一部の風俗関連業につきましては、仮に税金を納めていただいているとしても、警察法制の中でやってもいいことにはなっておりますけれども、国の税金を使ってまでサポートするところまで国民全体の方々の御理解が得られているかというところにつきましては、私どもとしてこれまで景気対応緊急保証に限らず、信用保証全体の対象から今まで外してありまして、その意味で一般的に今外しているものを景気対応緊急保証ということで特に上乘せしてやるものについても対象にはしていないという考え方をとっております。

決して縦割り行政でやっているということではないということは御理解いただきたいのと、風俗関連業につきましては、国民の中での御理解がなかなかまだ進んでいないのではないかと考えているということでございまして、この点については経済産業大臣がこの業種を指定しているのですけれども、その中でそうしたものは除くことにさせていただいているということであります。

この資金繰り対策につきましても、恐らく御指摘は、筑紫臨時委員を始めまだお使いになっていない方々への広報が足りないという御指摘だと思います。5ページで私の方から御紹介させていただいたペーパーの一番下にも「相談体制の充実(未利用者への広報)」と我々も認識はしておりますけれども、まだ皆様方に届いていないという点につきましては、叱咤激励と受け止めて、更に万全を期してまいりたいと思います。

足立部会長

よろしいでしょうか。

筑紫臨時委員

はい。それでは、もし支援を受けられない風俗関連業というのはこうですよというのは、ちゃんと経済産業大臣のところでもわかると思えばわかるんですね。

多田金融課長

わかります。

筑紫臨時委員

わかりました。どうもありがとうございます。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

柏崎臨時委員

もしわかれば結構なんですけど、資料3の2ページ「中小企業向け資金供給の構造」とございまして、これは平成20年度末の数字だと思うんですけども、これが例えば金融危機以前からどういうふうに変化したかとか、あるいはその後どのように数字が変化したかとか、そのマネーストックではないんですけども、世の中なかんずくこの中小企業に出回るお金の量自体がどのように動いたのかということがもしわかればお教えいただきたいと思います。

足立部会長

何かありますか。

多田金融課長

今、手元に具体的な数字を暦年的に申し上げられるわけではないですが、1ページと比較してごらんいただきますと、左側の方ですが、民間金融機関のこぼこがあります、2007年の第三四半期ぐらいから100を下回っております。2008年の第三四半期に戻っている部分もあるんですが、いずれにしてもこの2007年の第三四半期からはずっと100を下回っている状況でございまして、その意味では21年3月現在ですから今年の3月ですので、2009年の3月の時点から例えば227兆の数字を見ますと、大体その近辺で動いているということございまして、その前、2006年の時点では104%まで伸びている時期、230~240兆まで伸びていた時期がありますが、大体そういう規模感を御理解いただければと思います。

いずれにしても、民間金融機関が貸し渋っているのか、中小企業の方の資金ニーズがないのかというところはなかなか難しいところだと思いますが、伸び悩んでいることは事実だと思います。

そこを公的金融機関の方の貸付の方で若干補完している。補完するといっても圧倒的に規模が違いますので、完全にコンペントはできていないんですけれども、そういう状況であろうと思います。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、以上で本日予定されておりました議事は終了いたしました。

閉会に当たりまして、伊藤中小事業庁事業環境部長からのごあいさつをいただきたいと思います。

お願いします。

伊藤事業環境部長

今日は本当に年度末の大変お忙しい中、天気もこんな悪い中にお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

関委員からも御指摘ありましたように、この審議会で今日御審議いただいた内容というのは、法律上この審議会にかけなければいけないというような形になっているものですが、場合によってはやや形式的に持ち回り等でお諮りするということもあったかもしれないですけれども、先ほど説明いたしましたとおり、小規模共済も倒産防止共済も今までのいろいろな懸案をまとめまして法改正をするということに至ったというタイミングでもありましたし、またこの経済危機、リーマンショック以降のいろいろな中小企業における対策をかなり強化してきているというタイミングでもありましたので、その辺まとめて御説明及び御意見をいただきたいということで開催させていただきました。

審議会といったような形で御議論していただく形だけがいろいろな意見をいただくケースではないと思っておりますが、こういった場合も、あるいは個別にもいろいろと今後ともこの施策について忌憚のない御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、日常的に引き続きこれからもお世話になりますことをお願いいたします、ごあいさつに代えさせていただきますと思います。ありがとうございました。

足立部会長

では、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。